

令和 2 年 11 月 24 日 総務課

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のため 年末年始の職員休暇取得を奨励

寒川町では、職員に対し 12 月 19 日（土曜日）から翌年 1 月 11 日（月曜日・成人の日）までの間において、年末年始の休暇に加えて 3 日以上の休暇取得を奨励しています。

これは、“今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇取得を職員に奨励する”などを趣旨とした「新型コロナウイルス感染症対策分科会」からの提言を踏まえた政府による自治体への通知を受けたものです。

なお、このことによる役場の開庁日及び開庁時間への影響はありません。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び休暇取得の奨励の観点から、例年実施している「仕事納め式」及び「仕事始め式」は行わず、町長から職員への訓示をビデオメッセージとして職員に配信します。

問い合わせ先

総務部 総務課 課長 三橋 義明 ☎0467(74)1111 内線 240